



## 屋外広告業Q & A

### Q1 郡山市で看板を設置する仕事をしたい。

A 2通りの方法があります。

- ① 郡山市のみで仕事をする場合は、郡山市の登録を受ける。
- ② 郡山市を含む県内全域（福島市及びいわき市を除く。）で仕事をする場合は、まず福島県の登録を受けてください。その後、福島県の登録済証の写しを添付の上、郡山市に特例広告業の届出をしてください。

なお、詳しくはお問合せください。

電話番号：024-924-2371

F A X：024-938-2720（送付する際は事前にご連絡をお願いします。）

メー ル：kentikusido@city.koriyama.lg.jp

### Q2 看板のデザイン関係の仕事をしています。広告業の登録は必要か？

A 看板のデザイン、印刷、製作等のみであれば登録の必要ありません。

### Q3 特例広告業で申請をしたいが、添付書類は何か？

A 特例屋外広告業届出書に以下の添付書類をお願いします。

- ① 福島県の登録済証の写し
- ② 業務主任者の資格証の写し（屋外広告士等）

### Q4 郡山市に特例の届出をしている業者の代表者以外の役員が変更になった。届出は必要か？

A 代表者以外の役員の変更については、郡山市には届出は不要です。

なお、福島県への登録変更は必要になりますので、福島県の担当へお問合せください。

お問合せ先：福島県都市計画課（024-521-7508）



**Q5** 会社をたたむことになった。手続きは必要か？

**A** 廃業等をする事となった日から 30 日以内に届出をしていただく必要があります。

**Q6** 屋外広告物の講習会を受けたいのですが。

**A** 毎年、福島県、福島市、いわき市及び郡山市の合同で講習会を実施しておりますが、開催時期等は毎年違うため、主として業務を行う自治体にお問い合わせください。

**Q7** 特例の届出は郵送でも可能か？

**A** 可能です。  
ただし、届出済証を送付しますので、返信用封筒の同封をお願いします。